

# 藤岡市備蓄計画

令和2年8月

藤岡市



## 目 次

1 はじめに	1
2 備蓄計画の基本方針	
1.支給対象者	2
2.備蓄品目	2
3.目標数	2
4.備蓄物資の整備	4
5.整備（購入）計画	4
6.自主避難所・指定避難所への配備	5
3 市民・自主防災組織・事業所等による備蓄	
1.市民による備蓄	6
2.自主防災組織による備蓄	6
3.事業所等による備蓄	7
4.流通備蓄	7
5.物流拠点の仕分け	7
6.時間経過（フェーズ）に合わせた物流拠点の活用	7
(1) 機能と役割	
(2) 備蓄スペース	

# 1. はじめに

藤岡市では、大規模災害に備えて、食糧、飲料水、生活必需品等（以下、「食糧等」という。）の物資を一定量備蓄してきたところである。

また、様々な自治体や民間事業者等との災害時における物資供給に係る協定を締結し、物資の確保に努めている。

しかしながら、平成23年3月11日の東日本大震災をはじめとする近年の大規模災害では、物資の調達や輸送が平時のように実施できず、深刻な物資不足等の課題が浮き彫りとなり、藤岡市においても、このような事態への対応策が喫緊の課題となっている。

藤岡市では、防災センターを中心に鬼石総合支所や山間部の避難場所等に分散備蓄するほか、各家庭での備蓄の推進や自主防災組織に対し防災資機材の整備を支援するなど防災力の向上を図ってきたところではあるが、令和元年東日本台風での教訓及び令和2年度末に完成する防災公園の備蓄倉庫を踏まえ、災害対策基本法及び藤岡市地域防災計画に基づき、今後の備蓄の基本的な方針や備蓄品目及び備蓄数量等を定めた、藤岡市備蓄計画を策定するものである。

市における備蓄（以下「公的備蓄」という。）及び調達は、自助・共助により賄われる備蓄物資を補完する目的で行われるものであるが、家屋の倒壊等による避難者に対し一定量の食糧等の備蓄を行うものとし、民間事業者及び他自治体と事前に協定を締結し、災害時に必要な物資（以下、「流通備蓄」という。）を速やかに調達できる体制を整えることとする。

また、本計画の作成にあたって、東日本大震災の経験から、道路寸断等により物流が機能せず発災後3日間は被災地外からの支援が得られないことが考えられるため、この3日間においては流通備蓄、他自治体の応援を含む救援物資はないものとし、発災4日目以降から流通備蓄<sup>①</sup>、救援物資<sup>②</sup>により食糧等を調達することを想定した。

最後に、本計画は災害想定や社会情勢の変化等により適宜修正していくものとする。

① 流通備蓄：市が流通業界等の企業と協定を締結し、災害時に調達する物資をいう。

② 救援物資：市が他都市と協定を締結し、災害時に調達する物資をいう。

## 2. 備蓄計画の基本方針

### 1 支給対象者

支給対象者については、「群馬県地震被害想定調査（平成24年度）」の関東平野北西縁断層帯主部による避難者数想定結果に基づいて算出する。

災害発生後3日目以降は、流通備蓄や救援物資が到着すると予想されるため、地震被害想定調査により算出された想定のうち、避難者数が最大とされる発災1日後の人数を支給対象者とする。なお、食糧・飲料水・毛布に関しては避難所外避難者（在宅避難者・帰宅困難者等）の需要にも備える必要がある。

○備蓄物資支給対象者 = 33,573人（発災1日後）

### 2 備蓄品目

備蓄の品目については調理等が不要な物でかつ、乳幼児、高齢者、病弱者等の要配慮者の特性にも配慮することとする。

#### ① 食糧・飲料水

調理不要食、アレルギー対応食、要配慮者対応食、飲料水等

#### ② 生活必需品

毛布、簡易トイレ、生理用品等

#### ③ 資器材

自助・共助で備蓄することが困難なもので、発災後3日以内に必要な資器材

### 3 目標数

上記対象者と備蓄品目を踏まえて、具体的な備蓄品目とその目標数を算出した。

目標数算出に用いた人口割合（平成31年4月1日現在の藤岡市人口割合に基づく）

年齢区分	人口割合
3～74歳	83.3%
75歳以上	15.0%
0歳	0.5%
1・2歳	1.2%
3歳	0.6%
10～55歳女性	25.0%
要介護3以上	2.1%

## ① 食糧・飲料水

品目	対象	算出式	目標数
アルファ化米	3～74歳 帰宅困難者等	33,573人×7食×12.5% *1	30,000食
おかゆ	1～2歳、75歳以上	33,573人×16%×7食×12.5% *1	4,700食
クラッカー	3～74歳	33,573人×3食×12.5% *1	12,600食
粉ミルク	0歳の60% *2	33,573人×0.5%×60%×5食×3日/2	760食 *2*3
液体ミルク	0歳の60%	〃	760食 *2*3
飲料水 *4	全避難者	33,573人×7食×12.5% *1	30,000本

\*1 発災後3日分の7食（1日目2食、2日目2食、3日目3食）とし、自助・共助・公助の考え方から、市民8：行政2の割合とし、県は7.5%、市は12.5%の備蓄を行う（発災2日間は災害後の混乱のため2食とする）。

\*2 厚労省より授乳方法の割合が母乳のみ40%、哺乳瓶使用60%と示されている

\*3 ミルクについては粉状と液体状で半分ずつの割合とする。ミルクは1回当たり200ml、粉ミルク換算で26gとする

\*4 飲料水についてはご飯を配る際に配布するものとし、給水車や耐震性貯水槽の水で補完する

## ② 生活必需品

品目	対象	算出式	目標数
毛布	全避難者 傷病者、帰宅困難者等	33,573人×1.1×12.5% *5	4,700枚
生理用品	10～55歳女性	33,573人×25%×5枚×3日×12.5%	16,000枚
黒ビニール袋	生理用品捨てる用	一枚に10個捨てるとして15,737×10%	1,600枚
哺乳瓶	0歳 3本/日	33,573人×0.5%×60%×3本×3日*6	1,000本
紙コップ	0歳 3個/日	33,573人×0.5%×60%×3個×3日	1,000個
	飲料用	33,573人×5個×3日	500,000個
紙おむつ	3歳以下	33,573人×2.3%×8枚×3日 *7	19,000枚
	要介護度3以上	33,573人×2.1%×6枚×3日	13,000枚
おしりふき	3歳以下、要介護度3以上	33,573人×4.4%×5枚×3日	23,000枚
簡易トイレ	トイレ利用者	26箇所（避難所）×2	52個
携帯トイレ	トイレ利用者	33,573人×95.0%×5回×3日×12.5%	60,000個
トイレットペーパー	トイレ利用者	33,573人×0.11ロール×3日×12.5% *8	1,400ロール
マスク	全避難者	33,573人（一人一枚）×3日	100,000枚

\*5 毛布は傷病者や帰宅困難者にも配布するため、1.1を乗じた数の行政備蓄分の12.5%を準備する

\*6 哺乳瓶は使用ごとに洗浄が必要になり、哺乳回数が毎日6回のため膨大な哺乳瓶が必要となる。日に3回分は哺乳瓶を準備し、残り3回は代替品としてスプーンと紙コップによる授乳で代用する

\*7 紙おむつは一日に8枚代えるとして準備する。サイズはテープ、パンツ各SMLを準備する。おしりふきの使用期限は3年とする

\*8 トイレットペーパーは1人一日0.11ロール

### ③ 資器材

品目	算出式	目標数
ガス発電機	避難所×5台	40台
ガスボンベ	発電機×15～45本	900本
投光器	避難所×1台	26台
延長コード	避難所×1巻（ドラム式コード）	26巻
懐中電灯	避難所×2本	52本
プライバシーテント	避難所×4組	104組
ガスコンロ	避難所×2台	70台
ブルーシート	避難所×20枚	520枚
次亜塩素酸ナトリウム消毒液	避難所×1本	26本

## 4 備蓄品目の整備

食糧等、生命に直接関わるものから優先的に整備することとし、財政負担を少なく管理の負担を低減するよう努め、かつ、効率的な備蓄に努めることとする。このため循環備蓄の考え方を取り入れていく。

備蓄目標に沿って備蓄量を達成するように努めるが、社会情勢やニーズの変化により適宜見直すこととする。食糧及び飲料水等、一部の備蓄品目については、保存期限があるため、定期的に更新する必要がある。期限間近の物資については、市や地域の防災訓練等に活用することとし、無駄なく使用できるように努める。

また、行政が行う備蓄は必要最低限数にするため、各家庭での備蓄を広報紙等により周知・推進する。

## 5 整備（購入）計画

### ①食糧及び飲料水

アルファ化米は保存期限が5年間の保存期間があるものを計画的に購入する。

粉ミルクは2年程度の保存期間があるものを計画的に購入し、液体ミルクと比率を考えて備蓄する。

飲料水（500ml入り）は5年間の保存期間があるものを計画的に購入する。

なお、保存期間が残り1年未満（ミルクについては6ヶ月）となった食糧及び飲料水については、市の防災訓練や地域住民の避難訓練時、乳児の健康診断時等に配布するとともに、要望に応じて出前講座の際に配布する。

さらに、防災教育の一環として、小・中学校への配布を行うなど、市の様々なイベントで活用することによって、市民の防災意識の高揚を図る。なお、廃棄処分を極力発生させないため、状況に応じ、生活困窮者への支援活動として寄付を行うなど有効活用する。

## ②生活必需品

哺乳瓶については一度使用すると消毒しない限り使用できないため、使い捨て哺乳瓶の備蓄を進める。

紙おむつ・生理用品・マスクは保存状況や衛生面を考慮しながら計画的に購入する。毛布については長期保存が可能な真空パック入りの毛布を計画的に購入する。

備蓄物資として適さなくなった、生活必需品についても、可能な限り再利用するものとする。

さらに、10年以上の年数が経過した毛布については、リパックによる再使用を検討する。購入から長期間経過した物については、定期的にサンプル調査を行い、使用可能かどうか確認のうえ、劣化等があれば入替を行う。

## ③資機材

プライバシーテントについては女性への配慮を考えると必須なので、最低でも各避難所に2個は備蓄する。

新たに品目を追加した資器材については、計画的に購入し、配備を進める。

また、故障等が生じた場合には、その都度、修繕や補充を行う。

なお、資器材については、発災直後から市民自ら使用するものがあり、保管場所と使用方法の周知が重要となるため、小中学校及び自主防災組織等での防災訓練や防災啓発講座等で使用する機会を多く設けるように努める。

## 6 自主避難所・指定避難所への配備

防災公園に建築中の備蓄倉庫には、原則として備蓄品の約7割を配備することとし、残り3割は避難所開設時などに即座に使用できるよう、各避難所に配備する。

### ①自主避難所

自主避難所は自宅では不安な方が自主的に避難する避難場所となるため、基本的には食糧や日用品等は各自で持参することとしているが、何も持たずに避難してくる人も想定されることから、各自主避難所には必要最低限の食糧と飲料水、毛布を配備しておく。

### ②指定避難所

各施設の管理者と協議のうえ、備蓄品を配備する。備蓄品目及び数量は各避難所の収容人数等を考慮する。

小中学校には給食の代替えとして対応できるよう生徒、職員数分のアルファ化米を備蓄する。

### 3. 市民・自主防災組織・事業所等による備蓄

#### 1 市民による備蓄

家庭内備蓄の意義や必要性について、広報紙や自主防災組織、出前講座等を通じて、市民に対して継続的に啓発を行っていくこととする。

家庭内備蓄の広報に際しては、3日分以上の食料や1人1日3リットル以上の飲料水の備蓄を呼びかけていくとともに、災害発生時にすぐに取り出せる場所に保管するよう併せて呼びかける。

また、消費しながら備蓄をしていく家庭内循環備蓄（ローリングストック）等、日頃から防災を意識できる身近な環境を積極的に推奨する。

#### 家庭で用意することが望ましいもの

##### ○食料等（※3日分以上）

主食	アルファ化米・レトルト食品（白米、白粥、五目御飯など）・米・冷凍麺（うどん、そば） インスタント麺・スパゲッティ・ビスケット・クラッカー・アレルギー対応食 など
主菜・副菜	缶詰（魚介類、肉類、野菜類、シチュー類）、レトルト食品（カレー、パスタソース、乾燥食品（切り干し大根、干し椎茸、高野豆腐、ひじき、わかめ、昆布 など）、梅干、らっきょう、漬物 など
汁物	スープ類（みそ汁、わかめスープ、コーンポタージュ など）
調味料	砂糖、塩、みそ、しょうゆ、コンソメ など
嗜好品	あめ、チョコレート、スナック菓子、果物缶詰、ふりかけ など
飲料水	ミネラルウォーター、お茶、スポーツドリンク、野菜ジュース、スキムミルク など

##### ○資機材等

携帯ラジオ、懐中電灯、軍手、タオル、ウェットティッシュ、使い捨てカイロ、ばんそうこう、医薬品 など

#### 2 自主防災組織による備蓄

自主防災組織については、災害時に情報収集・伝達、初期消火、救出・救護、避難誘導、給食・給水等の活動を行う。

これらの活動については、「藤岡市自主防災組織活動補助制度」等を活用し、備蓄に努めるよう促す。



### 3 事業所等による備蓄

事業所等においても、市民と同様に防災の原則に基づき、従業員等の3日分の食料等の備蓄を推進する。必要であれば、安全が確認できるまでの間、会社施設内に社員を待機させることが可能となるようにする。所有する施設の耐震性を強化するとともに収納棚等の転倒防止などにも取り組み、社員等の安全確保にも努める。

また、集客施設においては従業員や利用者等の一斉帰宅を抑制するため、一定期間事業所に留めておくことができるよう、必要な物資の備蓄を促す。

#### 事業所等で用意することが望ましいもの

- 食料・飲料水 3日以上
- 資器材等 毛布、簡易トイレ、医薬品、ラジオ、乾電池、懐中電灯、ヘルメット等

### 4 流通備蓄

本市では、流通業界等の業者と協定を締結し、災害時に、必要な物資を調達することとしているが、このような業者から調達する物資を「流通備蓄」としている。

現在、食糧や飲料水、生活必需品、日用品雑貨、資器材等に関して市内にある業者等と協定を締結している。今後も協定の締結を推進し、流通備蓄がいざというときに有効に機能する体制となるよう努めていく。

### 5 物流拠点の仕分け

東日本大震災及び熊本地震では、救援物資が一箇所の物流拠点に大量に届けられ、仕分けの能力を超えたため、山積になってしまったというケースが見受けられた。

その要因の一つとして、物流の専門家がおらず、送られてきたものを無造作に積み重ねてしまったことが要因の一つとされている。これを防ぐため物流業界と災害協定を締結し、災害時における仕分けの支援が得られるようにする。

### 6 時間経過（フェーズ）に合わせた物流拠点の活用

東日本大震災、熊本地震を経る中で得た多くの教訓から、救援物資調達・物流は、フェーズによって切り替える必要がある（別表1）。

また、避難所等らの物資需要を的確に把握し、円滑な物資提供を可能とするには、作業効率や調達ルート等を勘案した複数拠点の使い分け、情報収集伝達・管理体制の構築も併せて必要となる。

緊急避難場所へは自分で物資を持ってくることを想定し（自助）、避難所に指定している各学校施設等に分散備蓄を行うようにする。そして、現在整備中の防災公園内に設置する備蓄倉庫を主とした物流拠点として活用する。同じくみかぼみらい館・市民ホール等もプッシュ型支援で大量の物資が来た際の荷捌き場として物流拠点として考えていく。

また、輸送拠点として多野藤岡農業協同組合と協定を結んでいる出荷センターを活用し、ららん藤岡を輸送拠点として活用できるよう協議を進めていく。

## （１）機能と役割

### ○分散備蓄

【役割】 発災直後、着の身着のまま避難された方に対して、すみやかに必要な物資が交付できるよう備蓄する

【内容】 飲料水、毛布、食糧、トイレ（生活するうえで最低限必要となるもの）

【場所】 避難所（市立小・中学校等）、公民館の一部に設けた備蓄スペース

### ○防災用備蓄倉庫・物流拠点

【役割】 ①平時～発災直後（～24時間） 【備蓄】

発災直後は、各地域に物資を速やかに交付する。

②24時間～72時間 【一時保管】

プッシュ型で輸送拠点に搬入された物資のうち、荷捌きが必要となる物資等を一時保管する。

③72時間以降 【積み替え】

プル型で輸送拠点に搬入された物資のうち、荷捌きが必要となる物資等を受入れ、荷捌き後、物資に応じて積み替え、臨時的に避難所や公共用地に保管場所を設け配送する。また、②で一時保管していた物資を荷捌き後、各避難所等へ配送する。

【内容】 食糧、生活必需品、資器材

【場所】 防災公園、みかぼみらい館、市民ホール

## ○輸送拠点

### 【役割】①発災後24時間～72時間

全国各地や県からプッシュ型で届けられた物資の物流を切らさないよう輸送拠点（トランジットセンター）として機能させる。

### ②72時間以降

プル型で届けられた物資を、要求のあった避難所へ一刻も早く配送する。

【内容】輸送拠点（トランジットセンター）として機能させる

【場所】農協集荷センター、ららん藤岡、みかぼみらい館、市民ホール（それぞれのバックアップも兼ねる）

## (2) 備蓄スペース

### ア 分散備蓄

各避難所（市立小・中学校等）に備蓄スペース（救助用資器材倉庫含む）を確保するため各施設管理者と協議を行う共に、大規模改修工事を行う施設については、備蓄場所の確保に努める。

### イ 防災用備蓄倉庫

防災用備蓄倉庫については、公共施設の再整備等にあわせて、立地条件等（当該地域において予想される被害量、避難者数、避難所へのアクセス）を踏まえつつ、必要な整備を行う。防災用備蓄倉庫の整備にあっては、既存施設の活用を基本とする。

### ウ 輸送拠点

輸送拠点については、発災時には全国各地から届く救援物資の集積地となり、トランジットセンターとしての役割を機能させる必要があることから、想定される物流の規模等に応じて、地域の民間物流業者と施設の活用等（機材、マンパワー、輸送手段確保等の物流全般にわたるノウハウの活用）について協力連携を図り、必要な整備を行う。

# 藤岡市備蓄計画

令和2年 月策定

発行：藤岡市

編集：藤岡市総務部地域安全課

藤岡市中栗須 327 番地